

人権コラム 心、豊かに

◆ ご存知ですか？「更生保護」

7月1日は「更生保護の日」です。1949（昭和24）年のこの日に「犯罪者予防更生法」施行されたことにちなみ、1962（昭和37）年に法務省が制定しました。「更生保護」とは、罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することによって、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し、改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

刑を終えて出所した人などが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。しかし、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。例えば、就職に際しての服役していたことを理由とした差別、インターネット上での誹謗中傷、保証人になってくれる人がなかなかいないため住居の確保が困難であるといった問題があります。このように、せっかく社会復帰できても「生きづらさ」を抱えたままでは精神的、経済的に追い詰められてしまい、再び罪を犯してしまう可能性があります。

こうした問題を解決していくために、「保護司法」で「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」と定められた“保護司”や、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の“協力雇用主”といった人たちが支援に取り組んでいます。

たとえ過去に罪を犯した人であっても、きちんと罪を償って地域社会に戻ってくれば一市民であることに変わりありません。社会復帰を願い努力している人たちのために、周囲が理解を深め、協力していくことが誰もが暮らしやすい地域づくりにつながるのではないのでしょうか。